平成２１年（フ）第２４２号
群馬県安中市松井田町松井田395番地
債務者　清田　正紘
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２９２号
埼玉県川越市的場北１丁目12番地４、前住所埼玉県川越市大字上戸293番地２
債務者　矢島　捷良
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３１６号
埼玉県坂戸市関間２丁目６番８号　Ｓハイム宮崎202号室、住民票上の住所東京都板橋区成増３丁目33番３―104号
債務者　伊藤　眞利
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２４４号
埼玉県児玉郡神川町大字八日市2565番地９
債務者　堀内　文子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２６２号
埼玉県東松山市山崎町９―７　後藤邸３号棟、住民票上の住所埼玉県東松山市山崎町８番地34
債務者　永井あかね
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２６３号
埼玉県行田市大字南河原2801番地28
債務者　タバコリファゼルまゆみ（旧姓荻野）
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２８４号
新潟市西区寺尾上１丁目２番11号
債務者　阿部幸一郎
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８５号
新潟市西区寺尾上１丁目２番11号
債務者　阿部三枝子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９９号
新潟市西蒲区岩室温泉805番地５
債務者　本間　　勝
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３０５号
新潟市東区牡丹山６丁目11番22号
債務者　石井　一美
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３０７号
新潟市江南区横越上町４丁目４番21号
債務者　長谷川英里
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３０８号
新潟市江南区横越上町４丁目４番21号
債務者　長谷川　誠
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１４号
新潟市西区坂井879番地１　グランシャリオⅡ105
債務者　飯田　沙織
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２０号
新潟市東区下場本町５番８号、前住所新潟市中央区小張木１丁目11番６号　みずほ202
債務者　小暮　郁一
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２１号
新潟市中央区関屋下川原町２丁目461番地１
債務者　小林　綾子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２９号
新潟市西区青山２丁目３番１号
債務者　渡辺　　均
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１０８号
岐阜県中津川市千旦林1099番地の２
債務者　西尾　良則
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１１０号
岐阜県土岐市泉が丘町１丁目28番地
債務者　山口　雅朗
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
岐阜地方裁判所多治見支部